

**マオド・ド・ブーア・ブキッキオ児童売買、児童買春及び児童ポルノ
特別報告者 訪日報告書**

付属書

訪日にかかる特別報告者の報告書に対する日本政府のコメント

日本政府は、児童売買、児童買春、児童ポルノといった児童の性的搾取に対し、「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」に基づき、誠実に取り組んできており、断固として引き続き取り組むことをコミットしていく立場である。日本政府として、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する国連特別報告者が我が国におけるいくつかの取組について好評価したことを歓迎する。

他方、同特別報告者に対して、同特別報告者による報告書が事実即したのものとなるよう要請してきたが、公表された同報告書については、残念ながら引き続き以下の点において日本の状況や文化に関する不正確・不十分な記述や根拠不明な記述が散見される。したがって、日本政府は、日本政府からのコメントをなぜ受け入れなかったか特別報告者はその理由及び根拠を示すべきであると考えると同時に、報告書に反映されなかった日本政府からのコメント及びその他日本政府としての考えを以下のとおり記載する。

1. パラグラフ 8 : 「しかし、特別報告者は、性的虐待・搾取の被害児童を扱う様々な関係者から収集した情報に基づき、恐怖、恥辱、あるいはジェンダーに配慮された通報制度を利用できないことを理由に、虐待を報告し、援助を求めることをためらう男児の被害者もいると理解している。」

> 警察では、犯罪被害者等の少年や保護者の悩みについて、少年サポートセンターや警察署において、専門的な知識を有する警察職員が必要な助言・指導を行っている。面接の場所は、外部に話し声が聞こえないような、相談者が落ち着ける少年相談室などで行われる。また、相談者がより利用しやすいように、「ヤング・テレホン・コーナー」などの名称で電話やメールによる相談窓口を設置している。

なお、これら少年相談には少年自身から多くの相談が寄せられており、男性が相談しづらい環境にあるとは考えていない（2014年中、男 6,017件、女 7,418件）。

2. パラグラフ 9 : 「『援助交際』は、業者や仲介者を介さずに行われる。」

> 正しくは、「援助交際は業者を介さないことも多い」とすべきである。

3. パラグラフ 9 脚注 7 (仮訳注：脚注 2) : 2015年米務省人身取引報告書の引用

> 米務省人身取引報告書は、米国独自の評価に基づき記載しているものであることから、国連の報告書で引用することは不適切。

4. **パラグラフ10**：「中学・高校年齢の女兒（12歳から17歳）の中には、頻繁に『JKビジネス』に関わり、『JKビジネス』を立派なアルバイトと考える子もいる。」

＞ 日本の女子中高生に対する適切な方法によるアンケートの結果等正当な根拠に基づく記載でないと思われ、日本の女子中高生に関する誤ったイメージを国際的に発信することとなり、受け入れられない。

5. **パラグラフ15**：「契約の存在が、犯罪捜査を妨げ起訴を困難にしている。」

＞ 契約の存在が犯罪捜査及び起訴を困難にし、妨げているとの状況は把握していない。

6. **パラグラフ17**：「それにもかかわらず、日本人男性は児童買春ツアーの主要な需要源であり続けている」、及び脚注11（仮訳注：脚注4）（2015年米務省人身取引報告書の引用）

＞ 日本政府としてこのような事実は把握していない。また、国務省人身取引報告書では、本記載の根拠が示されていない。

さらに、米務省人身取引報告書は米国独自の評価にもとづき記載しているものであることから、国連の報告書で引用することは不適切。

7. **パラグラフ17**：脚注13（仮訳注：脚注6）（2015年米務省人身取引報告書の引用）」

＞ 米務省人身取引報告書は、米国独自の評価に基づき記載しているものであることから、国連の報告書で引用することは不適切。

8. **パラグラフ18**：「沖縄県は特に貧困の影響を受けており、同県の失業率、離婚率及び十代の妊娠率は高い。また、経済的困窮及びその結果としての家庭の弱体化のため、児童が性的搾取を特に受けやすくなっている。」

＞ 沖縄県の貧困及び失業率、離婚率及び十代の妊娠率及び、これらにより沖縄の児童が性的搾取に対して脆弱であることにつき、論理的な説明を可能とするデータ等は存在しない。

9. **パラグラフ19**：「『ジュニアアイドル』は、一部の十代の若者の間で人気であり、大きな市場を形成している。」

＞ ジュニアアイドルが一部の十代の若者の間で人気であるとの点については、適切な方法によるアンケートの結果等正当な根拠に基づく記載ではないと思われる。また、大きな市場を形成しているとの記述についても、市場規模に関する数値等客観的なデータに基づく記述ではない。

10. **パラグラフ19**：「児童の性的搾取に対する需要という側面は見逃されており」

＞ 需要側を見逃しているといった事実はなく、警察において被疑者を検挙した際に適切な広報を実施することにより、需要側に対する警鐘を鳴らしている。

11. **パラグラフ24** : 「国際的な人権規範・基準によると、描写された児童が実在するか否かにかかわらず、いかなる形態の児童のポルノ的表現も児童ポルノである」及び脚注16（仮訳注：脚注8）

> 脚注16（仮訳注：脚注8）に列挙されている根拠についての日本政府の考え方は以下のとおりであり、これらが国際的な人権規範・基準を構成しているとの根拠が不明であると考えられる。なお、児童の権利委員会の一般的意見で、このような主張が公表されたことはないと理解している。

a) 選択議定書 (Optional Protocol) :

日本は、右議定書に言及されている「児童ポルノ」に、実在しない児童は含まれないと解している。

b) サイバー犯罪条約 :

サイバー犯罪条約第9条2cについては、条約上、これを適用しない権利の留保が認められている。我が国は、同条約の締結に際し、上記規定に基づき、当該条項を適用しない権利を留保している。

c) Council of Europe Convention on the Protection… :

選択議定書とほぼ同じ表現の条文がある。

d) Report of the Special Rapporteur :

あくまで特別報告者の見解に過ぎず、国際的な人権規範・基準を成すとは言えない。

12. **パラグラフ26** : 「最後の二つの児童ポルノの類型に共通の法的要件（「性欲を興奮させ又は刺激するもの」）は制限的な意味で解釈されており、それ故、極端な事案に適用されている」

> このような指摘は事実ではない。日本においては、2条3項2号及び3号に該当する児童ポルノ事犯も含め、関係罰則を厳格に適用している。

13. **パラグラフ26** : 「特別報告者は、この定義は、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の第2条Cに含まれている定義より狭義である旨指摘する」

> 児童ポルノ禁止法の児童ポルノと、議定書の児童ポルノの定義に齟齬はないと解している。議定書の児童ポルノの定義には「主として性的な目的のため」とあるところ、日本の児童ポルノ禁止法における「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という要件はこれと同趣旨のものである。

14. **パラグラフ28** : 「児童福祉法は、児童を満18歳に満たない者として定義している。性交同意年齢は13歳に設定されており、これが児童に対する性犯罪を起訴する上で主な難題となっている。民法においては、法的な成年は20歳とされているが、これは、児童福祉法で保護されない18歳又は19歳の人々の社会的保護のギャップを生み出している。」

> このような指摘は事実ではない。

日本では、児童福祉法や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児

童の保護等に関する法律、更には地方公共団体の条例において、13歳以上の者を含む18歳未満の者に対する性的な行為についても、同意の有無にかかわらず処罰し得る規定が置かれており、法体系全体を見れば、13歳以上の者を含む18歳未満の者については保護が図られている。

児童福祉法の適用対象は18歳未満の者であるが、それゆえに18歳以上の者は保護に欠けるという解釈は誤りで、性的搾取に関する罰則は刑法等において規定されているところ、18歳未満の者については特に保護が必要であるため、別途児童福祉法においても禁止行為の規定を置いているものである。

15. パラグラフ28：「児童福祉法（例えば第34条）における一定の規定にもかかわらず、同法は、児童に危害を与える商業活動としての児童エロチカ、「JKサービス」及び「ジュニアアイドル」の事象から児童を守っておらず、しかるべく改正されるべきである。」

> 「児童に危害を与える現象」からの保護は、児童福祉法第34条第1項第9号等の規定により法制上対応している。

16. パラグラフ28：「同様に、児童虐待防止法（第2条及び第3条）における児童虐待及び潜在的な加害者の狭義な定義を改正することにより、児童の保護が強化されるであろう。」

> 児童虐待防止法第3条においては、「何人も、児童に対し虐待をしてはならない。」と規定し、同法第2条で定義された保護者からの児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を禁じており、禁止行為の対象に、児童の福祉に害する商業活動をさせることについても含まれる。また、保護者が否かに関わらず、刑法等の罰則の対象となる。

17. パラグラフ29：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条第3項（風俗業者が18歳未満の者を接客を含む業務に従事させることを禁じている。）は、『JKビジネス』の如何なる形態も風俗営業の一部であるとみなされないため、『JKビジネス』には適用されない。」

> いわゆるJKビジネスには様々な種類があり、全てのJKビジネスが風俗営業ではないとは言えないという記述は正しいが、JKビジネスの形態に応じて、風営法第22条3項を適用した事例も存在するところ、「風営法第22条3号はJKビジネスには適用されていない」との記述は誤りである。

18. パラグラフ32：「児童相談所では設備や専門的職員が不足しており、その運営ガイドラインが存在するにもかかわらず、児童の参加措置を業務に取り入れていないと批判されてきた。」

> 児童相談所が性的被害児童への支援を行う場合、児童福祉司、児童心理司及び精神科医師が、個別に専門的な支援を行っている。

児童相談所の運営及び活動の要領となる「児童相談所運営指針」において、業務遂行上の配慮として「子ども、保護者の意見、意向を十分に聴くように配慮する」としている。

19. パラグラフ34：「2010年に内閣府により採択された『子ども・若者ビジョン』における児童の性的搾取に関する言及が限定的」

＞ 御指摘の「限定的」の意味するところが不明であるが、日本政府としては、必要な施策はビジョンに盛り込まれていると認識している。なお、今月策定した新たな「子供・若者育成支援推進大綱」においては、関連する施策を更に充実して盛り込んだところである。

20. パラグラフ38：「また、国際的な圧力により、児童虐待コンテンツ対策に焦点が当てられ、児童買春が減少したと考えられている。」

＞ このような事実はなく、児童買春事犯についても積極的に取締りを行っている。

21. パラグラフ40：「捜査官及び検察官は、被害者が必ずしも特定されないことや被害者の年齢の特定が困難であるとの理由から、児童ポルノ事犯に取り組むことに躊躇しているとして、批判されてきた。特別報告者は、警察当局及び検察官に対し、こうした困難を乗り越えるべく、積極的な捜査や刑事訴追を求める。」

＞ 警察及び検察においては、被写体となった被害者が特定できない場合があるが、そのような場合でも、医師の年齢鑑定により児童であることを立証することにより捜査を行うなど、積極的な取締り及び訴追を行ってきたところであり、このような非難を受けている事実はない。

22. パラグラフ41：「特別報告者は、児童の性的搾取事犯における執行猶予付きの判決割合の高さに懸念を表すとともに、司法当局及び関係当局に対し、こうした犯罪における不処罰を回避すべく、有罪判決の完全な実施の確保を強く求める。」

＞ 日本においては、事件の起訴・不起訴の判断及び判決の内容を基礎付ける犯罪の成否及びその軽重は、具体的事件で収集された証拠に基づいて個別に判断すべき事柄であると考えており、児童の性的搾取に係る事案についても、その重大性を十分考慮の上、個別の事案に応じて厳正に対処している。また、日本における執行猶予制度は、懲役等の刑の言渡しを受けた者に対し、情状により一定期間刑の執行を猶予するもので、その猶予期間中に再び犯罪を犯すなどした場合には、執行猶予が取り消されて、再犯の罪の刑と併せて実際に服役することになるものであり、不処罰と評価されるべきではない。

23. パラグラフ49：「また、提供されているサービスは被害者のニーズに合っておらず、職員は専門的な知識や十分な訓練を受けていない。性的搾取の被害児童は、しばしば汚名を着せられ、非行少年・少女のように扱われる。さらに、被害者としての立場が無視されることも多く、その結果、適切な支援を受けることができない。」

＞ 児童相談所は、性的被害の状況をふまえ、児童福祉司、児童心理司及び精神科医による専門的な支援を行っている。

また、児童福祉施設には医師や看護師、一定の場合には心理士を置くこととしており、性的被害児童に対しても心のケアを行っている。

児童相談所は、「子ども、保護者の人権に十分配慮する」「子どもの最善の利益を図ることを最優先する」「子ども、保護者の意見、意向を十分に聴くよう配慮する」といった点を業務遂行上の配慮として定めている（「児童相談所運営指針」P8-9）。

さらに、児童相談所は、児童本人や家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、援助方針を決定している。

児童相談所における児童への支援は、児童の意向に配慮し、個別に行われるものであり、児童を非難の対象として行うものではない。

日本司法支援センターでは、性的虐待や搾取の被害児童を含む犯罪被害者に対して、法制度や相談内容に応じた適切な相談窓口の案内、弁護士の紹介等を行っている。この犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施しているほか、弁護士の紹介については、弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解がある弁護士を紹介しており、専門的かつ十分な訓練を受けた者が犯罪被害者への支援を実施している。

24. パラグラフ50：「被害児童や親が不服申立をしないと決めた場合、同相談所は警察に通報することができる。大半の加害者が処罰されないことは、児童相談所の職員が直面する大きな課題のひとつである。」

＞ 「子ども虐待対応の手引き」において、保護者からの虐待行為を刑事事件化することが、児童の正しい現状認識やエンパワメントにつながると考えられる場合には、児童相談所は警察や検察に立件が可能か協議することとしている。

加害者の多くは処罰を免れており、という記述の根拠が不明確である。加害者の処罰の有無に関係なく、児童相談所は必要な支援を行う。

25. パラグラフ51：「ケアワーカーは、性的虐待・搾取の被害児童を支援するための専門家ではなく、十分な訓練も受けていない。また、職員を選定するためのシステムも存在しない。ケアワーカーが専門的な訓練を受けていないために、児童の信頼を得ることができず、児童が結果的に相談所の支援サービスを拒否する可能性がある。」

＞ ケアワーカーは専門職として採用されている。また、国が運営補助する研修機関において、全国の一時保護所や児童福祉施設の職員を対象として、児童の権利の観点からのアセスメントや理解、性的問題への対応について、外部の有識者や臨床家を招き、例年研修を行っている。

さらに、児童相談所の職員は、各自治体が規定する人事評価制度により、評価基準が定められ、能力評価が実施されている。

よって、これらの指摘は根拠が明らかではない。

26. パラグラフ51：「児童相談所が運営する一時保護所は満員の場合が多い。」

＞ 児童相談所の一時保護所のうち、平成26年度の平均入所率が100%を超過したのは、全国で9カ所、全体の7%に過ぎず、全国的な傾向ではない。

27. パラグラフ51：「13歳以下の児童は優先的に保護されるが、これにより、それ以上の年齢の被害児童が犠牲になっている。」

＞ 児童相談所の一時保護所は、年齢に関わらず、緊急性や要保護性を判断して行われる。

28. パラグラフ54：「ワンストップ支援センターは女性に焦点を当てており、児童や女兒には焦点を当てていないこと、」

＞ 事実関係に即して「これらのワンストップセンターの主な対象は成人女性であり、子供や女兒ではないこと」とすべき。他方、パラグラフ53には「大阪にあるワンストップ支援センターでは983人の被害者のうち9パーセントは0～9歳、53パーセントは10～19歳であった」と記載されており、半数以上が児童であることを付言したい。

29. パラグラフ59：「児童の権利の視点やジェンダーに配慮したアプローチが導入される必要がある。」

＞ 子どもの権利擁護とジェンダーについては、施設ごとに子どもの権利擁護の研修や性教育のあり方に関する職員学習会の実施などを盛り込んだ施設運営指針を策定し、当該指針に基づいた施設運営がなされているか第三者評価を行っているところ。

また、国立の児童自立支援施設において、児童相談所や児童養護施設の職員を対象に、子どもの権利擁護に関する内容を含めた研修を実施しているところである。

なお、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の理念を明確化するため、通常国会に児童福祉法等の改正案の提出を目指しているところである。

(了)